

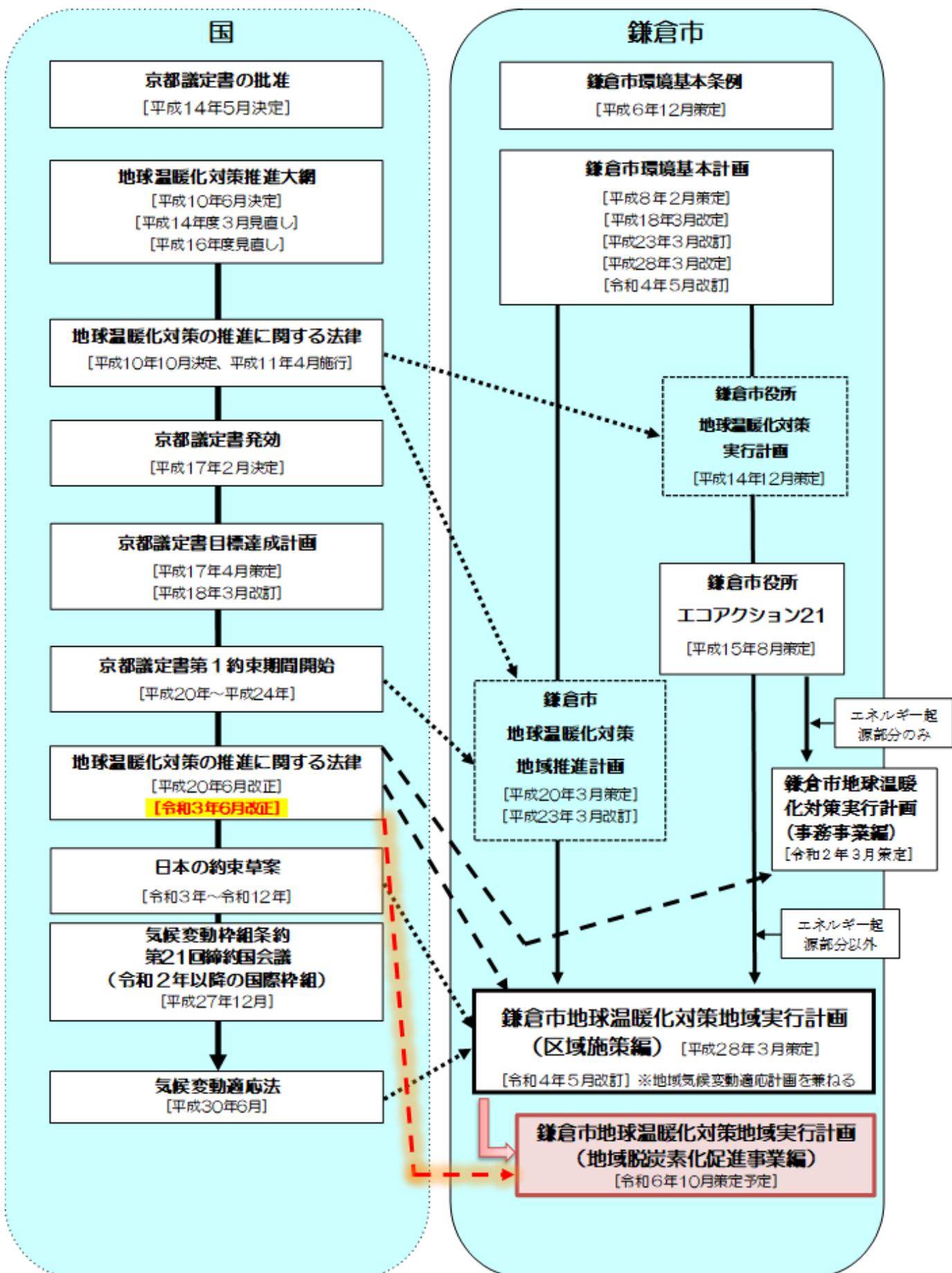
鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画 (地域脱炭素化促進事業編) (素案) の要点

令和6年(2024年)7月12日版

はじめに

- ・ 2023年6～8月の平均気温は世界で観測史上最高、そして日本でも観測史上最高となり、多くの人々が地球温暖化の影響を肌で感じた年となりました。
- ・ 夏の高温による熱中症での救急搬送増加や、気候変動による豪雨の増加など、地球温暖化は私たちの暮らしに大きな影を落とし始めています。こうした影響をできるだけ少なくし、自然豊かな暮らしやすい環境を守り次の世代に引き継いでいく為に、私たちには一体、何ができるのでしょうか。
- ・ 本計画は「鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画(区域施策編)」(2022年5月改訂)で定めたCO₂削減の目標達成に向けて、区域施策編の一部として追加的に定めるものです。
- ・ 本市の温暖化対策の目標は以下の2つです(国と同じ)。
 - ①温室効果ガスを2030年に46%削減(2013年度比)
 - ②2050年度にカーボンニュートラル(CO₂実質排出ゼロ)
- ・ 本計画の内容は、主に以下の3点です。
 - (1)本市のCO₂削減目標の内訳の見直し
 - (2)削減目標の達成に向けた優先事業の選定
 - (3)環境に配慮し地域に役立つ再生可能エネルギーの施設整備を行う「促進区域」等の設定
- ・ 計画の位置づけは、次頁のとおりです。

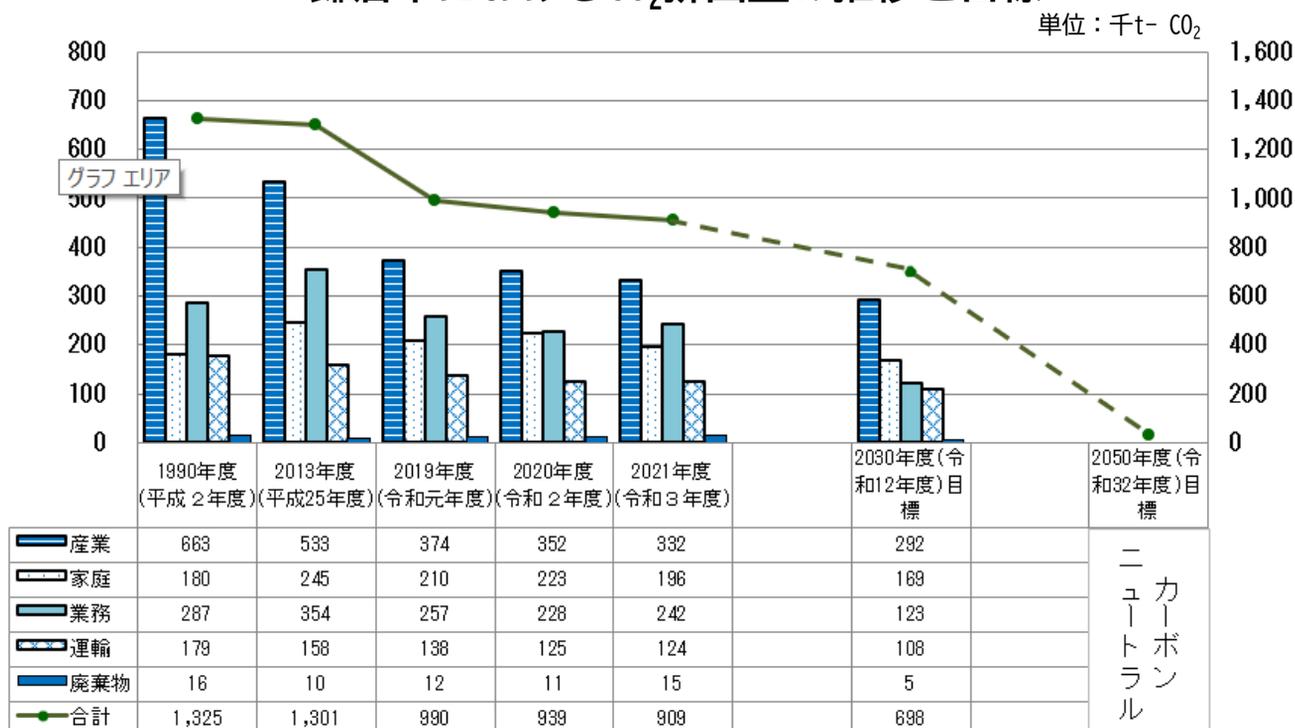
計画の位置づけ



現状と目標

- ・本市におけるCO₂排出量の推移は、下表のとおり減少傾向を維持していますが、削減目標の達成に向けては一層の尽力が必要です。
- ・国の削減率で計算していた部門別削減目標を、これまでの削減状況や本市の社会特性を踏まえ、見直しました。

鎌倉市におけるCO₂排出量の推移と目標



本市のCO₂排出量削減目標

単位：千t-CO₂

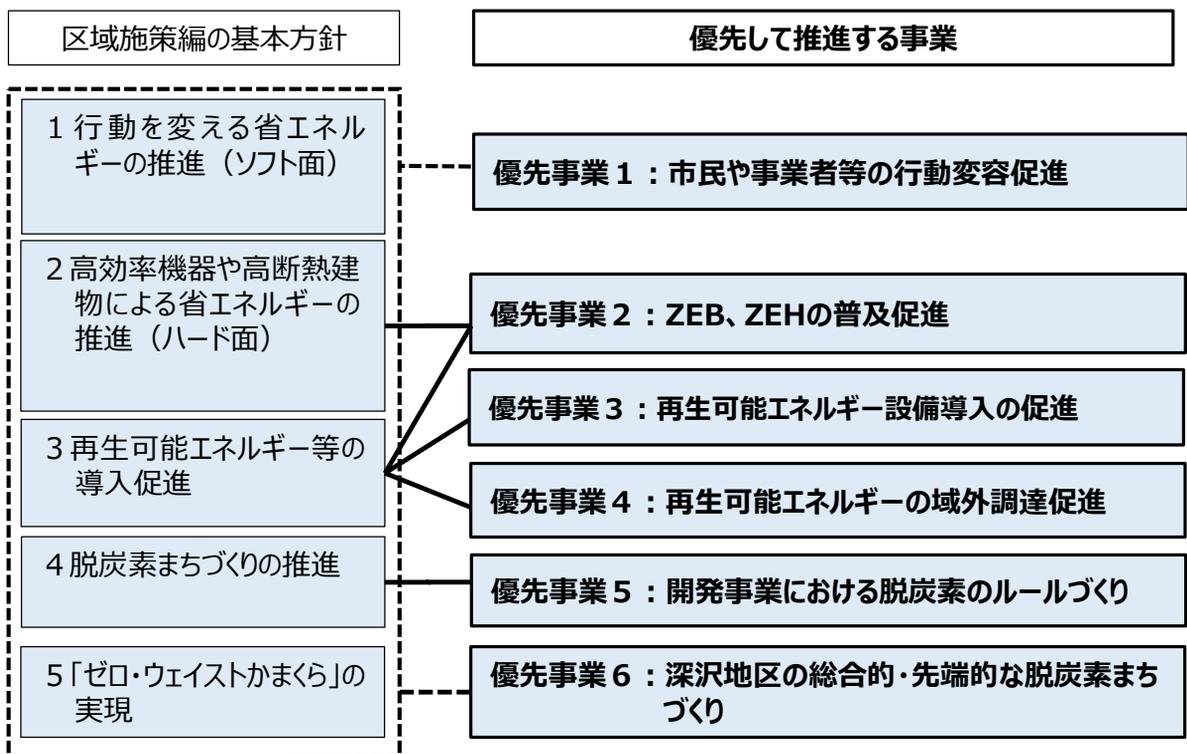
部 門	基準年 (2013年度) の排出量	2019年度の 排出量	2030年度の目標値	
			見直し前	見直し後
産業部門	533	374(30%)	331(38%)	292(45%)
業務部門	354	257(27%)	174(51%)	169(52%)
家庭部門	245	210(14%)	84(66%)	123(50%)
運輸部門	158	138(13%)	103(35%)	108(32%)
廃棄物等部門	10	12(-20%)	6(40%)	5(50%)
合計	1,301	990(24%)	698(46%)	698(46%)

() 内の数値は基準年比削減率

優先して取り組むべき事業

- 区域施策編では、CO₂削減目標達成に向けた基本方針、基本施策、主な事業を定めています。
- 脱炭素施策には、温室効果ガスの排出量を減らす「緩和策」と気候変動の影響による被害を回避・軽減させる「適応策」があります。
- 本計画では、「緩和策」のうちCO₂排出削減効果が比較的大きく、脱炭素社会の実現に特に重要と考えられる事業や、2050年のカーボンニュートラルに向けた脱炭素施策をけん引する事業を「優先して推進する事業」として選定しました。

優先して推進する事業



6 地球温暖化への適応※

※今回優先して実施する事業は「緩和策」を対象としているが、近年の気温上昇は日常生活でも脅威として感じられるレベルになっている。適応策については、引き続き情報を収集するとともに、健康被害の抑制等について、今後とも適切な対応を進める。

優先事業1：市民や事業者の行動変容促進

- ① CO₂排出量や削減量の「見える化」やメリットの明確化
- ② 学校における環境教育の取組
- ③ 脱炭素に関する市民向けイベント等の開催
- ④ 省エネルギー診断やエネルギー消費量の見える化ツールを活用した中小企業の行動変容促進
- ⑤ 脱炭素に関する事業者のネットワーキング

優先事業2：ZEB、ZEHの普及促進

- ① ZEB、ZEHに関する情報発信
- ② ZEHへの補助の拡充

優先事業3：再生可能エネルギー設備導入の促進

- ① 太陽光発電等の共同購入
- ② 初期費用0円モデルの普及
- ③ 本市補助事業の見直し
- ④ 建築及び一定規模以上の開発事業における太陽光発電の検討
- ⑤ 地中熱の利用促進検討

優先事業4：再生可能エネルギーの域外調達促進

- ① 再エネ電気及び非化石証書の共同購入

優先事業5：開発事業における脱炭素のルールづくり

- ① 環境整備への協力を求める開発事業の拡大及び環境整備の拡充

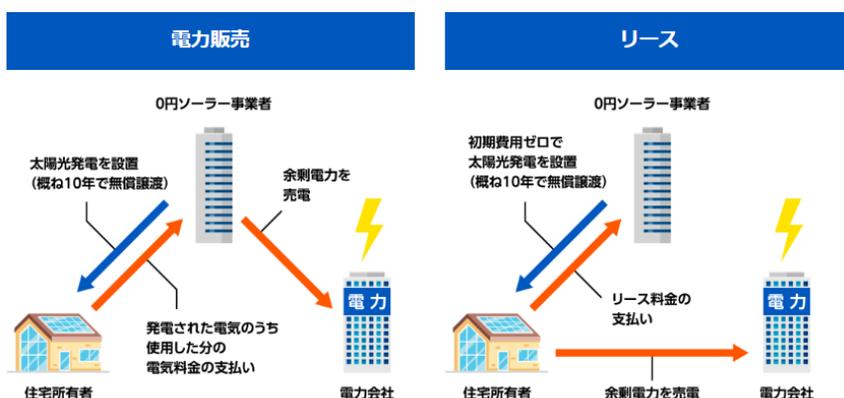
優先事業6：深沢地区の総合的・先端的な脱炭素まちづくり

- ① 建築物の脱炭素化
- ② 再生可能エネルギー導入の促進
- ③ エネルギーマネジメントシステムや水素エネルギー等の導入研究
- ④ 物流の脱炭素化促進
- ⑤ 車両の脱炭素化促進
- ⑥ ゼロ・ウェイストかまぐらひのさらなる推進

初期費用がいない「0円ソーラー」で、太陽光発電を！

災害時の備えとしても有用な太陽光発電設備ですが、導入のハードルとなっているものの一つが費用です。神奈川県の実験事業である「0円ソーラー」では、事業者が初期費用を負担して、住宅に太陽光発電を設置し、発電した電力の売電料もしくは設備のリース料により、初期費用を回収するので、住宅所有者は初期費用0円で太陽光発電を設置できるものです。設置後、一定期間（概ね10年間）は、発電された電気のうち使用した分の電気料金もしくはリース料の支払いが必要ですが、一定期間経過後は、設備が住宅所有者に無償譲渡されます。

「0円ソーラー」の仕組み



出典) 神奈川県HP (<https://www.pref.kanagawa.jp/osirase/0521/zeroennsolar/>)

市施設での率先的な取組について

鎌倉市役所では、市が実施している事務・事業に伴って排出するエネルギー起源の温室効果ガス削減に向けた取組を進めています。取組の大きな柱は、省エネルギー対策の推進と、再生可能エネルギーの導入です。

市施設照明のLED化は、初期投資の少ないリース方式も取り入れながら進めているところです。再生可能エネルギーの導入では、太陽光発電の導入や環境配慮型の電力調達を進めてきました。

令和3年度（2021年度）に市内施設57施設、市有施設全体の電気消費量の約30%分を再生可能エネルギー由来の電気に変え、さらに令和6年（2024年）2月からは、全体の電気消費量の約90%にあたる68施設を再生可能エネルギー電気に変えました。市役所本庁舎だけでなく、市内の全公立小中学校や生涯学習センター、図書館、下水を処理している山崎浄化センターなどで使う電気や、電気自動車に充電する電気が、再生可能エネルギーとなっています。

これらにより、市役所の事業活動から排出されるCO₂の量は平成25年度(2013年度)の21,616t-CO₂から8,751t-CO₂(基礎排出係数を使用した場合)へと大幅に減少し、2030年の目標値を前倒しで達成しています（基準年比で40.2%削減目標のところ、令和4年（2022年）に59.5%削減。なお、電力メニュー毎の調整後排出係数を使用した場合、3,585t-CO₂で83.4%削減となる）。

こうした市の率先的な取組を市民や事業者の皆様にもお知らせすることで、市域全体でのCO₂排出量削減を目指していきます。

この施設では、地球にやさしい
再生可能エネルギー100%の電気
を使用しています

再生可能エネルギーとは、
太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなど
ながく使い続けることができるエネルギーです。
再生可能エネルギーによる発電では、
発電するときに二酸化炭素が発生しません。

鎌倉市は、地球温暖化対策に取り組んでいます。

7 太陽光発電
11 省エネルギー
12 再生可能エネルギー
13 環境配慮型

鎌倉市 環境部環境政策課
環境政策エネルギー担当

この施設では、地球にやさしい
「再生可能エネルギー100%の電気」
を使用しています

再生可能エネルギーとは、
太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス
などの永続的に使い続けることができる
エネルギーです。
再生可能エネルギーによる発電では、
発電するときに二酸化炭素が
発生しません。

鎌倉市は、地球温暖化対策に取り組んでいます。

7 太陽光発電
11 省エネルギー
12 再生可能エネルギー
13 環境配慮型

鎌倉市 環境部環境政策課
環境政策エネルギー担当

再エネ100%電気を導入している施設に掲示しているポスター

環境に配慮し地域に役立つ再生可能エネルギーの施設整備を行う「促進区域」等の設定

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、再生可能エネルギーを利用した地域の脱炭素化のための施設整備、及びその他の地域の脱炭素化のための取組を一体的に行う事業の内容を定めました。

改正温対法の第21条第4項の規定により、市町村は、地域の地球温暖化対策に係る計画の策定において、区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出量の削減等を行うための施策に関する事項を定める際に、「地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項」を定めるよう努めることとされています。

2030年度の温室効果ガス削減目標及び2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、地域における再生可能エネルギーの最大限の導入が求められていますが、再生可能エネルギーはその活用の仕方により地域経済の活性化や地域の防災力の向上など地域課題の解決につながり地域を豊かにする一方で、景観や自然環境への影響、騒音等の生活環境への影響や土砂災害等といった様々な懸念や問題が生じている地域もあります。

こうした背景から、改正温対法では、地方公共団体地域実行計画（本市の区域施策編にあたるもの）の制度を拡充し、円滑な合意形成を図りながら、適正に環境に配慮し、地域に貢献する再生可能エネルギー事業の導入拡大を図るため、「地域脱炭素化促進事業に関する制度」が盛り込まれました。この事業の対象となる区域である「促進区域」や導入する再生可能エネルギーの種類、地域の環境保全のための取り組みなどを市が定めます。

【促進区域】

- ・市が所有する公共施設を促進区域とする。
（但し農用地区域などは除く）

今後、事業者等から提案が行われた場合は、上記以外の促進区域の設定を検討する。

区域内で実施される事業は特例（関係許可等手続のワンストップ化や、配慮書手続の省略等）の対象となる。

【導入する再生可能エネルギーの種類と規模】

太陽光発電設備とし、施設ごとに適切な規模を判断する。

【目標】

2030年度には、設置可能な市が所有する公共施設※の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。

※設置可能な建築物（敷地を含む）への導入とする。

【太陽光発電設備の整備以外に求める事項】

(1) 地域の脱炭素化のための取組

以下の①、②の両方を満たすこと。

- ①地域脱炭素化促進施設から得られた電気を、本市内の住民・事業者等に優先的に供給すること。
- ②本市が定める「本市の目標達成に向け優先して取り組むべき事業」に資する取り組みであること。

(2) 地域の環境の保全のための取組

以下の①、②の両方を満たすこと。

- ①本市が定める「地域の環境保全のため規定する取組」に準拠すること。
- ②事業終了後における適正な撤去・処分（リサイクル等）についての計画が検討されていること。

(3) 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組の方針

以下のいずれかに該当すること。

- ・非常時に再エネを災害用電源として活用できること。
- ・事業の収益が市内に還元されること。
- ・地域の人材育成や環境教育といった要素を含むこと。
- ・地元の雇用創出に寄与すること。
- ・その他、地域経済への貢献や社会課題の解決に資する取組。

計画の進行管理

- 本計画は区域施策編の一部であるため、進行管理は区域施策編と一体的に行うこととします。
- 計画期間は2030年度まで。
- 指標は以下のとおりとし、結果は「かまくら環境白書」等で公表します。

<計画の指標>

- 照明をこまめに消す、LED照明を使用するなど電気を賢く使用する市民の割合（市民アンケート調査）
- 本市の二酸化炭素排出量
- 市内の電気使用量
- 市内の電気使用量に対する再生可能エネルギー導入比（Fit・Fip制度）
- 市内の再生可能エネルギー設備の導入容量（Fit・Fip制度）
- 市内の再生可能エネルギー設備の発電量（Fit・Fip制度）
- 市の再生可能エネルギー機器等の補助事業実績
- 脱炭素に関する主な市民向けイベント等の参加人数
- 太陽光発電を設置した市施設数

【凡例】

- ：第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画で施策の方針の成果指標
- ：「区域施策編」で本市がこれまで脱炭素に関する指標として把握してきた項目
- ：今回定めた地域脱炭素化促進事業（促進区域）に係る指標

鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画（地域脱炭素化促進事業編）（素案）の要点
令和6年（2024年）7月12日版
鎌倉市 環境部 環境政策課